

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和 7 年度
千曲市財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8 年 4 月 8 日

千曲市監査委員 春 日 良 太

千曲市監査委員 柳 澤 眞由美

令和7年度

千曲市財政援助団体等監査報告書

令和8年4月8日

千曲市監査委員

令和7年度千曲市財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、下記監査の対象団体等（以下、「団体等」という。）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに所管部課の財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

2 監査の対象団体等

有限会社 シンリク観光
社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会
特定非営利活動法人 千曲市スポーツ協会

3 監査の実施日

令和8年3月16日（月）及び令和8年3月17日（火）

4 監査の方法

監査に当たっては、財政援助に係る出納その他の事務の執行について、団体等から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、ヒアリングその他必要と認められた監査を実施した。

また、所管部課の財政援助に係る事務の執行について、各部課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、ヒアリングその他必要と認められた監査を実施した。

第2 監査の結果等

団体及び所管部課に対する監査の結果は、いずれの補助金に係る出納及びその他の事務においても適正に処理されているものと認められた。

第3 財政援助団体の概要

対象団体： 有限会社 シンリク観光
所在： 千曲市大字雨宮 663-5
代表者： 代表取締役 上水 正文

1. 循環バス運行事業負担金

(1) 交付金額

22,117,896 円

(2) 所管部課名

企画政策部 総合政策課

(3) 交付の目的

市内の中心拠点及び沿線上の地域住民の日常生活に必要な主要な目的地への移動を担う市内幹線（大循環線）及び市内幹線との連携により日常生活に必要な目的地への移動を担う支線（大循環線以外の循環バス及びデマンド型乗合タクシー）を維持する。

(4) 補助対象事業の内容

大循環線（平日 13 便・土曜 12 便）及び大田原線（平日 1 便）の運行に対し、単年度の協定に基づき負担金を支給

(5) 補助金等交付の根拠法令等

循環バス運行に関する協定書

2. デマンド型乗合タクシー実証運行負担金

(1) 交付金額

2,326,672 円

(2) 所管部課名

企画政策部 総合政策課

(3) 交付の目的

市民の日常的な生活交通手段を確保するための千曲市デマンド型乗合タクシーの運行に関し、市と運行事業者とで締結した協定に基づいて、事業を遂行するために必要な経費を市が負担する。

(4) 補助対象事業の内容

市内上山田エリアにおけるデマンド型乗合タクシーの運行

(5) 補助金等交付の根拠法令等

千曲市デマンド型乗合タクシー運行に関する協定書

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

市民の日常生活の移動手段の確保を目的に運行されている「循環バス」及び「デマンド型乗合タクシー」は、定期的なダイヤ改正や停留所の見直し等により利便性向上に努めながら、地域住民の重要な移動手段として定着しつつあります。

一方で、利用者数はコロナ禍の状況からは回復したものの依然として少ないのが現状で、運行に係る経費の約9割が市からの負担金によって運行されており、事業の持続可能性の面で課題があります。

人口減少や生活様式の変化により公共交通にも変化が求められている中、乗降調査等で得られた利用者の属性や利用区間等のデータを分析し、料金体系の見直しや利用者数の増加策について所管部課と情報共有していただき、持続可能な交通体系の構築に向けてご尽力いただくようお願いします。

また、上記運行事業を含め、昨今の運転士不足から超過勤務が常態化しているとのことです。運行担当者に過度の負担がかからないよう、法に則りながら適切な勤務時間と休息時間を確保していただき安全運行に努めるようお願いします。

イ 所管部課に対する監査の意見

千曲市の公共交通運行事業については、監査委員として以前より効率的な体系の構築を求めています。上記のとおり「循環バス」及び「デマンド型乗合タクシー」については運行経費のほとんどを市負担金で賄う仕組みであるため、交通事業者と一層連携を深め持続可能な交通体系を構築するようお願いします。特に料金体系については、近年の燃料費高騰や人件費高騰等を踏まえて、交通事業者の意見も参考にしながら利用料金の見直しの検討をお願いします。

また、中学校部活動の地域移行で大きな課題となっている移動手段の確保にも「デマンド型乗合タクシー」等を活用し最大限の事業効果を発揮できるよう、関係部局が連携し取り組んでいただくようお願いします。

対象団体： 社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会

所在： 千曲市大字戸倉 2388 番地

代表者： 会長 島谷 正行

1. 千曲市成年後見制度法人後見推進事業補助金

(1) 交付金額

6,547,000 円

(2) 所管部課名

健康福祉部 高齢福祉課・福祉課

(3) 交付の目的

判断能力が不十分な高齢者や障害者が成年後見制度を円滑に利用できるよう千曲市社会福祉協議会が行っている法人後見業務の推進を目的とする。

(4) 補助対象事業の内容

法人後見を受任し、受任した業務を適正に実施するための事業費、職員配置に要する経費

- (5) 補助金等交付の根拠法令等
千曲市補助金等交付規則
千曲市成年後見制度法人後見推進事業補助金交付要領

2. 千曲市社会福祉協議会運営補助金

- (1) 交付金額
55,200,000 円
- (2) 所管部課名
健康福祉部 福祉課
- (3) 交付の目的
社会福祉協議会の効率的な運営を図る。
- (4) 補助対象事業の内容
法人運営に係る職員設置に要する経費
- (5) 補助金等交付の根拠法令等
千曲市補助金交付規則
千曲市社会福祉協議会運営補助金交付要領

3. 外出支援サービス事業補助金

- (1) 交付金額
927,000 円
- (2) 所管部課名
健康福祉部 高齢福祉課
- (3) 交付の目的
しなのの里ゴールドプラン 21 に基づき、高齢者福祉事業を提供する事業に対し、補助金を交付する。
- (4) 補助対象事業の内容
身体的障害や高齢等により歩行が困難な方に対し、日常生活等の便宜を図るため、車いす搭乗車、ストレッチャー搭載車を貸し出す。
- (5) 補助金等交付の根拠法令等
千曲市補助金交付規則
外出支援サービス事業補助金交付要領

4. 婚活支援事業負担金

(1) 交付金額

1,000,000 円

(2) 所管部課名

こども・教育部 こども未来課（次世代支援部 こども未来課）

(3) 交付の目的

結婚して幸せな家庭を築くことに前向きな姿勢を持つ男女への支援と、幸せな家庭の誕生をプロデュースする。また、登録者が自らの結婚を、本気で自分のこととして捉え、身近に利用できる開かれた相談所を目指す。

(4) 補助対象事業の内容

婚活支援を目的とした結婚相談や出会いイベント等の実施

(5) 補助金等交付の根拠法令等

なし

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

急速な高齢化や人口減少が進む中、地域や市民の暮らしに密着したきめ細やかな、事業を展開している社会福祉協議会の果たす役割は年々増加してきています。

地域福祉協働事業の他、介護保険事業、児童館・児童センター運営受託事業など活動範囲は多岐にわたり事業規模も 6.4 億円を超えていますが、そのうち人件費が 4.8 億円と約 74%のウエイトを占めています。このため、将来に亘って持続的で健全な運営を確保するため、昨今の人材不足や賃金上昇傾向を踏まえつつも、人件費の動向に十分留意し、不断の事業見直しを通じて効率的で効果的な運営を目指していただくことが必要と考えます。

今回の監査ヒアリングにおいては、「婚活支援事業」の一部見直しに言及されましたが、会費収入の増加や単独で実施している福祉サービスの利用者負担の見直しなどによる収入の増加策についても併せて検討いただくようお願いします。

また、社会福祉協議会の主たる役割である地域福祉の推進の面では、地域住民との連携やボランティアの育成が非常に重要です。これらの活動についてもより強化していただけるようお願いします。

イ 所管部課に対する監査の意見

所管部課においては、毎年補助金等の算出・支出にあたっては、団体と十分協議を行い補助対象経費の精査はもちろん補助金が効率的・効果的に活用されているか検証するようお願いします。

また、収支改善計画により令和 12 年までは社会福祉協議会の運営に係る補助金として定額で補助していくとのことですが、近年の物価上昇や人件費高騰等あらゆる面を考慮して社会福祉協議会が安定して組織運営できるように、基金等の資金運用の実態を踏まえて補助金のあり方についても必要に応じて検討するようお願いします。

対象団体： 特定非営利活動法人 千曲市スポーツ協会
所在： 千曲市杭瀬下二丁目4番地
代表者： 会長 塚田 訓好

1. 千曲市スポーツ協会事業助成金

(1) 交付金額

6,415,703円

(2) 所管部課名

文化観光スポーツ部 スポーツ課(教育委員会 スポーツ振興課)

(3) 交付の目的

市総合計画、スポーツ推進基本計画に基づく市のスポーツ振興事業の一環として、協会が実施する事業に対し助成金を交付する。

(4) 補助対象事業の内容

- ・各単協主管で実施する市民体育祭、市長杯、協会長杯等の各種大会及び講習会、研修会開催に要する経費
- ・事務局長、書記 計2名の人件費

(5) 補助金等交付の根拠法令等

- ・千曲市補助金交付規則
- ・千曲市スポーツ協会補助金交付要領

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

市民の健康増進、体力・競技力の向上を図るために、各種大会やスポーツ教室を開催し市民スポーツの振興と普及に向けたスポーツ事業を実施していることが確認できました。

事業推進にあたっては、競技人口の拡大を目的とした事業や競技力向上を目的とする事業等、多岐にわたる事業が行われていますが、令和6年度に改訂された千曲市スポーツ推進計画と整合性を図りながらスポーツ協会としての重点事業を定め、スポーツ環境の充実・発展に努めていただくようお願いします。

イ 所管部課に対する監査の意見

中学校部活動の地域移行や令和10年度に予定されている国民スポーツ大会が控えていることから、社会情勢の変化に対応したスポーツ施策が求められています。これまでの施策を検証するとともに、所管課及び関係各課とスポーツ協会との役割分担を明確にしてスポーツ振興に努めていただくようお願いします。